

災害時にはみんなで
助け合うキュン!!



保健福祉や語学に関する資格や 経験を災害時に活かしませんか？

～災害時福祉ボランティア 登録者募集!!～

○ 災害時福祉ボランティアとは・・・

大規模災害時に福祉避難所（一次）（市民センター・公民館）等にお集まりいただき、高齢者・障がい者・外国人などの要配慮者へ、福祉的なケアや通訳等の支援活動を行うボランティアです。

市に事前に申込みをすることで、災害時福祉ボランティアとして登録がされます。

○ ボランティアの登録対象の方は・・・

保健福祉や語学に関する資格や経験を有する方。

○ ボランティアに登録するには・・・

申込書に必要事項をご記入の上、危機管理課又は各市民センター・公民館へご提出ください。

○ 詳しくはこちらから

- ・藤沢市ホームページ

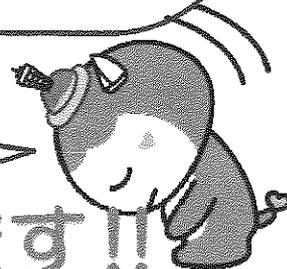
<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kikikanri/bosai/saigai-fukushi-volunteer.html>

- ・QRコード



ぜひ周りの方にもお声がけお願いキュン!!

事前登録にご協力をお願いいたします!!



問い合わせ先

藤沢市危機管理課 TEL:0466-25-1111（内線 2434）



大規模災害に備えて災害時福祉ボランティアを募集します!!

高齢者・障がい者・外国人等への支援体制の充実のためご協力をお願いします

藤沢市では、大規模災害時に、市民センター・公民館（地区防災拠点本部）に設置する福祉避難所（一次）等で、ボランティア活動をしていただける「災害時福祉ボランティア」を募集しています。

「災害時福祉ボランティア」は、保健福祉や語学の分野で、資格や経験を有する方で、災害時のボランティア活動にご協力いただける方が、事前に登録をしていただくことで、災害発生時に、福祉避難所（一次）にお集まりいただき、受入をした要配慮者に対して、介助等のお手伝いや市の職員への助言を行うなど、福祉避難所（一次）の運営の補助をお願いするものです。

災害発生時には、地域ぐるみ、まちぐるみで、助けあうことが大切です。ぜひ、災害時福祉ボランティアについてご検討いただくとともに、周りの方にもぜひお声かけください。

【災害時福祉ボランティア事前登録制度】

1 制度概要

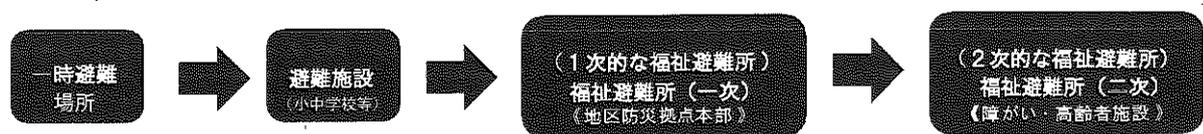
保健福祉や語学の分野で資格や経験を有する方に「災害時福祉ボランティア」として事前登録を行っていただき、大規模災害時には市民センター・公民館（地区防災拠点本部）に設置される福祉避難所（一次）等に参集し、福祉避難所（一次）の運営支援をしていただく制度です。また、状況によっては、各避難施設での巡回相談など、ご対応いただきます。

2 福祉避難所（一次）とは

各地区防災拠点本部では、福祉避難所（一次）を開設し、福祉的なケアが必要となる要配慮者（高齢者、障がいのある方など）について、協定を締結した福祉施設等の福祉避難所（二次）への受入準備が整うまでその中継を担う施設として、一時的（数時間から数日間）に要配慮者を受け入れることになります。

また、語学面でのケアが必要となる要配慮者（日本語を母語としない外国人の被災者）については、地区内の避難施設におけるコミュニケーションに課題がある場合が想定され、避難施設から地区防災拠点本部（福祉避難所（一次））に、通訳や問い合わせ等の対応が求められることが考えられます。

（図1）福祉避難所（一次・二次）における福祉的なケアが必要な要配慮者の受入の流れ



3 制度対象者

保健福祉・通訳の分野で資格や実務経験がある方で、大規模災害発生時に福祉避難所（一次）等でボランティア活動を行っていただける方。福祉避難所（一次）での運営のお手伝いを想定していますので、現役を退いている方や、実務経験がなくても資格をお持ちの方など、お気持ちがある方はぜひ登録をお願いします。市内・市外在住は問いません。

4 ボランティアの募集区分

分野	対象者
保健福祉	保健福祉に関する資格を有する方や、施設内、在宅等で福祉に関する業務経験を有する方。 【資格の例】 保健師、看護師、准看護師、歯科衛生士、管理栄養士、栄養士、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護職員初任者研修修了者、介護支援専門員、手話通訳士、手話通訳全国統一試験合格者、神奈川県認定手話通訳者、障がい者相談支援専門員、ガイドヘルパーなど
語学	日本語と外国語での日常会話程度の通訳ができる方。

5 活動場所

最寄り又は希望する市民センター・公民館（福祉避難所（一次））。状況によっては、希望を確認した上で、他の市民センター・公民館での活動をお願いする場合があります。また、状況によっては、避難施設等での巡回活動等をお願いする場合があります。

6 事前登録について

ボランティア希望者は、事前に、危機管理課に登録申し込みをしていただき、登録者には登録証を渡します。危機管理課では登録後名簿を作成し、参集予定先の市民センター・公民館、関係部署、藤沢市社会福祉協議会に提供します。

7 ボランティア活動保険について

大規模災害が発生した場合には、藤沢市社会福祉協議会が名簿に基づいて、直ちにボランティア活動保険（地震・津波・噴火の場合は「天災タイプA」、それ以外は「基本タイプA」）の加入手続きを行います。保険料については、ボランティアご自身の負担はありません。

8 参集の基準

次の事象が発生してから24時間経過した後（日中）で、活動可能な状況になったら参集してください。

- ①市内で震度5強以上の地震が発生
- ②相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報発表
- ③市内に特別警報が発表されたとき
- ④その他災害により、市内に大規模な被害が生じた場合

※電話等で連絡が可能な場合は、参集先へ事前に連絡してください。

※ただし、市内に避難施設等が開設されない場合や、市内全ての避難施設等が閉鎖された場合は、除きます。

※ご自身・ご家族が被災した場合などは、その対応を優先してください。

※状況によっては、一旦お帰りいただくこともあります。

平常時

1

・災害時福祉ボランティアへの登録申込

- ・申込書を書いて、危機管理課又は各市民センター・公民館へ
- ・写真（申込書貼付）は、返却ができませんのでご了承ください。

2

・登録証の発行・送付

- ・危機管理課から登録証をお送りします。ボランティア活動時には携帯するようにしてください。

3

・地区ごとの顔合わせ会（年1回開催予定）※別途連絡します

- ・【例】福祉避難所（一次）（各市民センター・公民館）施設の確認や活動内容の確認等

4

・市域全体の交流会（研修会）（年1回開催予定）

- ※別途連絡します
- ・【交流会（研修会）の例】福祉避難所シミュレーションゲーム体験等

発災時

1

・災害発生

- ・市内で震度5強以上の地震が発生
- ・相模湾・三浦半島に大津波警報又は津波警報が発表
- ・市内に特別警報が発表
- ・その他災害により、市内に大規模な被害が発生
- ・※市内に避難施設等が開設されない場合や、市内全ての避難施設等が閉鎖された場合を除く

2

・発災してから24時間以降、活動可能な場合に福祉避難所（一次）に参集

- ・電話等で連絡が可能な場合は、参集先へ事前に連絡してください。
- ・まずはご自身・ご家族の対応を優先してください。
- ・状況によっては一旦お帰りいただくこともあります。

3

・福祉避難所（一次）等でのボランティア活動

- ・要配慮者に対する介助等のお手伝いや簡単な通訳など、福祉避難所（一次）の運営補助
- ・状況によっては、避難施設等での巡回活動等をお願いする場合があります。

(第1号様式 表面)



藤沢市災害時福祉ボランティア登録申込書

年 月 日

(あて先) 藤沢市長

藤沢市災害時福祉ボランティアとして活動したいので、裏面の記載事項に同意の上、次のとおり登録を申し込みます。

(フリガナ)	
氏 名	
性 別	男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日
住 所	(〒 -)
電 話 番 号	- -
メー ル ア ド レ ス	
分 野	保 健 福 祉 ・ 語 学 (語)
保 有 資 格	
実 務 経 験	
活動可能な市民センター・公民館 (災害発生時、地区防災拠点本部・ 福祉避難所(一次)となります。)	六会・片瀬・明治・御所見・遠藤・長後・辻堂 善行・湘南大庭・湘南台・鵜沼・藤沢・村岡 どこでも可・その他 ()
特 記 事 項 (活動可能な条件等)	

(※太枠内の項目についてご記入ください。)

(事務処理欄)

--

個人情報の取扱いに関する同意書

藤沢市は、藤沢市災害時福祉ボランティアの登録に際して提供いただく個人情報に関して、個人情報保護法を遵守し、次のとおり適切に管理利用いたします。

1 個人情報の利用目的

- (1) 登録者名簿の作成
- (2) 緊急時の連絡、情報提供等
- (3) 災害時福祉ボランティアの保険加入に係る業務
- (4) その他災害時福祉ボランティアの活動に付随する業務

2 個人情報の提供

次の場合に、ご本人の個人情報を関係機関に提供することがあります。

- (1) ボランティア活動保険を取り扱う藤沢市社会福祉協議会に提供する場合
- (2) その他災害時福祉ボランティアの活動を行う上で必要と市長が認めた場合